

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の核燃料物質使用  
変更許可申請等に係る面談

2. 日時: 令和2年12月7日(月)15時30分～17時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他5名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、大洗研究所における今後申請予定の案件について、資料に基づき以下の説明があった。

○大洗研究所(南地区)の使用変更許可申請について

- ・照射燃料試験施設では、燃料研究棟事故の対応として、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器内試料の酸化処理を行ってきたが、作業が終了したため、使用目的から記載を削除する
- ・照射燃料集合体試験施設において、極微量の核燃料物質の観察・分析を行うため、透過型電子顕微鏡等の装置を追加する
- ・照射材料試験施設、第2照射材料試験施設では、今後、核燃料物質を受け入ないため、核燃料物質の取扱い数量を削減する

○大洗研究所(南地区)の保安規定変更認可申請について

- ・令和2年9月30日に変更許可された東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所内で採取した燃料デブリを取り扱うため、核燃料物質の年間予定使用量の記載を変更する

○大洗研究所(北地区)の使用変更許可申請について

- ・燃料研究棟貯蔵容器内の核燃料物質の金属容器詰替え作業に伴い、グローブボックスでの最大取扱量を変更するとともに保管廃棄施設を追加する

(2) 原子力規制庁からは、具体的な変更内容については、申請受理後に審査において確認すると伝えた。

## 6. 提出資料

- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について
  - － 照射燃料試験施設(AGF)における燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器内試料の酸化処理に係る記載の削除等
  - － 照射燃料集合体試験施設(FMF)における極微量試料用の観察・分析装置の追加について
  - － MMF、MMF-2における核燃料物質の取扱い数量の削減
  - － 共通編における構成の見直し
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について(9月30日付変更許可に係る変更)
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用変更許可申請について(燃料研究棟貯蔵容器内の核燃料物質の金属容器詰替え作業に伴う制限量的変更及び保管廃棄施設の追加に係る記載の変更等について)